

鳥取県告示第617号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年11月1日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
医療法人十字会	倉吉市瀬崎町2714-1	医療法人十字会訪問介護ステーションのじま	倉吉市瀬崎町2714-1	同行援護	平成23年11月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター倉吉	倉吉市東巖城町120-1	〃	〃
〃	〃	ニチイケアセンター大栄	東伯郡北栄町西園506-1	〃	〃
社会福祉法人トマトの会	東伯郡北栄町北条島366-7	ヘルパーステーショントマト	東伯郡北栄町弓原340-1	同行援護、行動援護	〃
合同会社ふれあい	東伯郡北栄町国坂279	合同会社ふれあい	倉吉市東巖城町112	就労継続支援A型	〃